なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年３月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロウオ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ヨタカ及びトウホクサンショウウオ並びにその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ及びイトモ並びにその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされる種以外のものについては、保全対策の実施により、影響が回避等されると予測されている。

主な保全対策として、タコノアシについては、生息地が消失することから移植することとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会との協議の結果、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本路線の他の区間等と接続することにより、防集事業として整備される住宅団地等と石巻市内及び牡鹿郡女川町内とを連絡させることなどを主な目的とし、宮城県条例による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートのうち、鮫浦工区においては、現道よりも山側を通過する案（申請案）のほか、申請案よりも山側を通過する案、現道を嵩上げする案の３案、谷川浜工区については、現道よりも海側を通過する案（申請案）、現道よりも山側を通過する案、現道嵩上げ案の３案による検討がそれぞれ行われている。

鮫浦工区の申請案は、用地取得面積は中位であるが、土工バランスが良いことなどから施工性に優れていること、谷川浜工区の申請案は、用地取得面積が最も少ないこと、事業費が廉価であることなどから、両工区において、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、それぞれ申請案が最も合理的であると認められる。

本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本路線の他の区間等と接続することにより、防集事業として整備される住宅団地等と石巻市内及び牡鹿郡女川町内とを連絡させることなどの必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県石巻市役所

○東北地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

⑴　道路の区域

⑵　路線名　四十九号

⑶　道路の種類　一般国道

⑷　区間

区間	後変別更前	数	地の幅員	延長
御前いわき市平字草木一六九番一四から同市内郷町厩わき市鮫浦字上荒川三五番一まで	後	二二五・六〇	一四・九メートル	二・二キロメートル
	前	二二五・六〇	一四・三八メートル	二・二三三メートル

⑸　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十六日

東北地方整備局長

四　路線名　九十九号

供用の開始の日　平成二十九年三月十六日十六時

供用の区間　いわき市平字草木一六九番一四から同市内郷御厩まで

供用の開始の場所　東北地方整備局城東国道事務所及び同局磐城国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十六日

近畿地方整備局長　池田　豊人

所におおいて一般の縦覧に供する。

⑴　路線名　二十四号

⑵　道路の種類　一般国道

⑶　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
岩出市根来字根来二〇一四番一から和歌山市弘西字丸山一三一五まで	八・七メートル	六・六〇〇キロメートル

⑷　指定する期日　平成二十九年三月十六日

⑸　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同和歌山河川国道事務所